区分									
二　法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可　イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者			○			○			○
二　ロ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者	○		○			○			○
二　ハ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○						○
三　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可　イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者	○		○			○			○
三　ロ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者			○			○			○
三　ハ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○						○
四　法第五条の四第一項の規定による技能検定　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○			○			○
四　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○						○
五　法第七条の三第一項の規定による猟銃の所持の許可の更新　イ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）			○		○	○		○	○
五　ロ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第六号に該当する者			○			○		○	○
六　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新			○			○		○	○
七　法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新			○			○		○	○
八　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○			○			○
八　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○						○
九　法第九条の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○	○		○			○
九　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○	○					○
十　法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○			○			○
十　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○						○
十一　法第九条の十第二項の規定による空気拳銃の射撃練習を行う資格の認定　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○					○			
十一　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○							
十二　法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定　イ　法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者	○					○			○
十二　ロ　法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者	○		○			○			○
十二　ハ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○						○

区分									
三　法第五条の四第一項の規定による技能検定　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○			○			○
三　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○						○
四　法第七条の三第一項の規定による猟銃の所持の許可の更新　イ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等を除く。）			○		○	○		○	○
四　ロ　法第五条の二第三項第一号に該当する者（射撃競技参加選手等に限る。）及び法第五条の二第三項第六号に該当する者			○			○		○	○
五　法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新			○			○		○	○
六　法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○			○			○
六　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○						○
七　法第九条の十第二項の規定による猟銃の射撃練習を行う資格の認定　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○	○		○			○
七　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○	○					○
八　法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○		○			○			○
八　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○	○						○
九　法第九条の十第二項の規定による空気拳銃の射撃練習を行う資格の認定　イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	○					○			
九　ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	○	○							

備考

一　○印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える（講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書、技能講習修了証明書及び許可証については、提示する）書類を示すものとする。

二　講習修了証明書とは、法第五条の三第二項の講習修了証明書をいう。

三　合格証明書とは、法第五条の四第二項の合格証明書をいい、教習修了証明書とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。

四　技能講習修了証明書とは、法第五条の五第二項の技能講習修了証明書をいう。

五　許可証とは、許可を受けようとする者が現に交付を受けている法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証をいう。

六　やむを得ない事情を明らかにした書類とは、法第五条の二第三項第二号に該当する者にあつては、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類、法第五条の二第三項第三号に該当する者にあつては、令第十四条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。

七　使用実績報告書は、別記様式第七十四号のとおりとする。

八　経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。

九　射撃競技参加選手等とは、当該種類の猟銃に係る令第十三条第一項に規定する射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして同条第二項に規定する者から推薦された者をいう。

十　法第五条の二第三項第二号に該当する者で、同号の災害に起因するやむを得ない事情により法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつたもの以外の者にあつては、やむを得ない事情を明らかにした書類を提出することを要しない。

十一　法第九条の三第一項の射撃指導員にあつては、講習修了証明書に代えて、第四十四条の射撃指導員指定書を提示するものとする。

十二　第十一条第一項第五号又は第六号に規定する者にあつては、技能講習修了証明書を提示することを要しない。

十三　住民票の写しは本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。